

第2 アンケート調査報告

1. 目的

本アンケートは、勾留中の被告人が、入退廷時に手錠・腰縄を施され、その姿を在廷する他者にさらされることについて、被疑者・被告人がどのように感じているのか、一般市民である傍聴人がどのような印象を受けるのか、弁護士がどのような意見を持っているのかを明らかにし、今後の法廷内の手錠・腰縄問題の改善、広報活動の参考にすることを目的として行った。

2. 調査期間

2017年4月～2017年10月16日

なお、被疑者・被告人アンケートは、2015年10月～2017年10月16日

3. 調査対象

(1) 被疑者・被告人アンケート

現在又は過去に手錠・腰縄姿で法廷に入退廷した経験のある被疑者及び被告人

(2) 傍聴人アンケート

大阪地方裁判所の公判期日を傍聴した一般市民及び修習生

(3) 弁護士アンケート

大阪弁護士会所属の弁護士

4. 調査方法

(1) 被疑者・被告人アンケート

私選弁護・国選弁護事件の弁護人にメール、当番セットに封入することによって配布し、メールまたはファックスにて回収

(2) 傍聴人アンケート

大阪弁護士会主催の研修等での直接配布・回収、21校の大学又は法科大学院への郵送配布・郵送回収

(3) 弁護士アンケート

レターケースへの配布、メールまたはファックスによる回収

5. アンケート内容

(1) 被疑者・被告人アンケート (資料編 25)

(2) 傍聴人アンケート(資料編 26)

(3) 弁護士アンケート(資料編 27)

6. 回答状況

(1) 被疑者・被告人アンケート

回答数 26名

(2) 傍聴人アンケート

回答数 304名

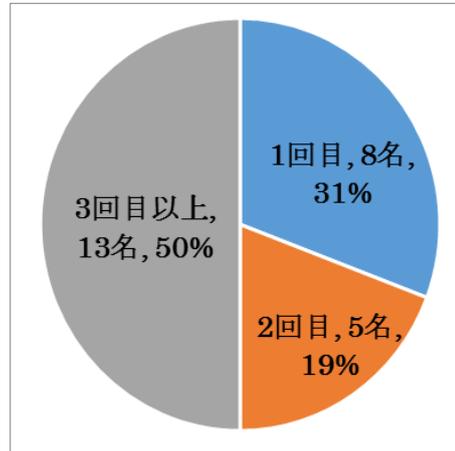
(3) 弁護士アンケート

回答数 80名

アンケート結果について
(1) 被疑者・被告人アンケート(回答者数 26 名)

1 刑事裁判を受けたことのある回数について

回答者のうち 1 回目は、31% (8 名)、2 回目及び 3 回目以上の複数回と回答した者は、併せて 69% (18 名) であった。

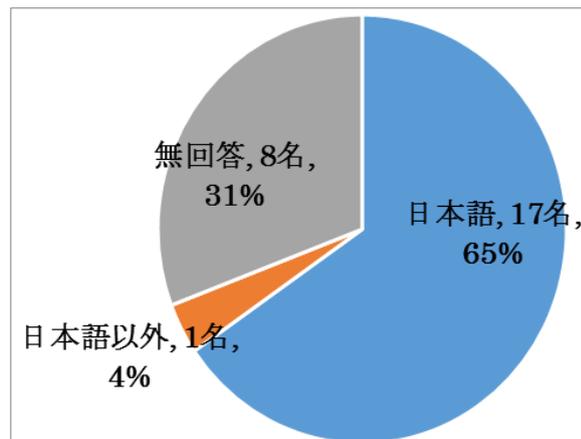


2 国籍・母国語(第一言語)について

回答者のうち 1 名はトルコ国籍であった。それ以外は日本国籍であった。母国語(第一言語)についての回答は、以下のとおりであった。

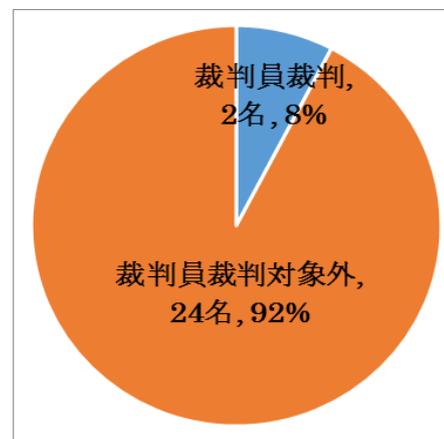
【第一言語】

日本語	17 名
日本語以外	1 名
無回答	8 名

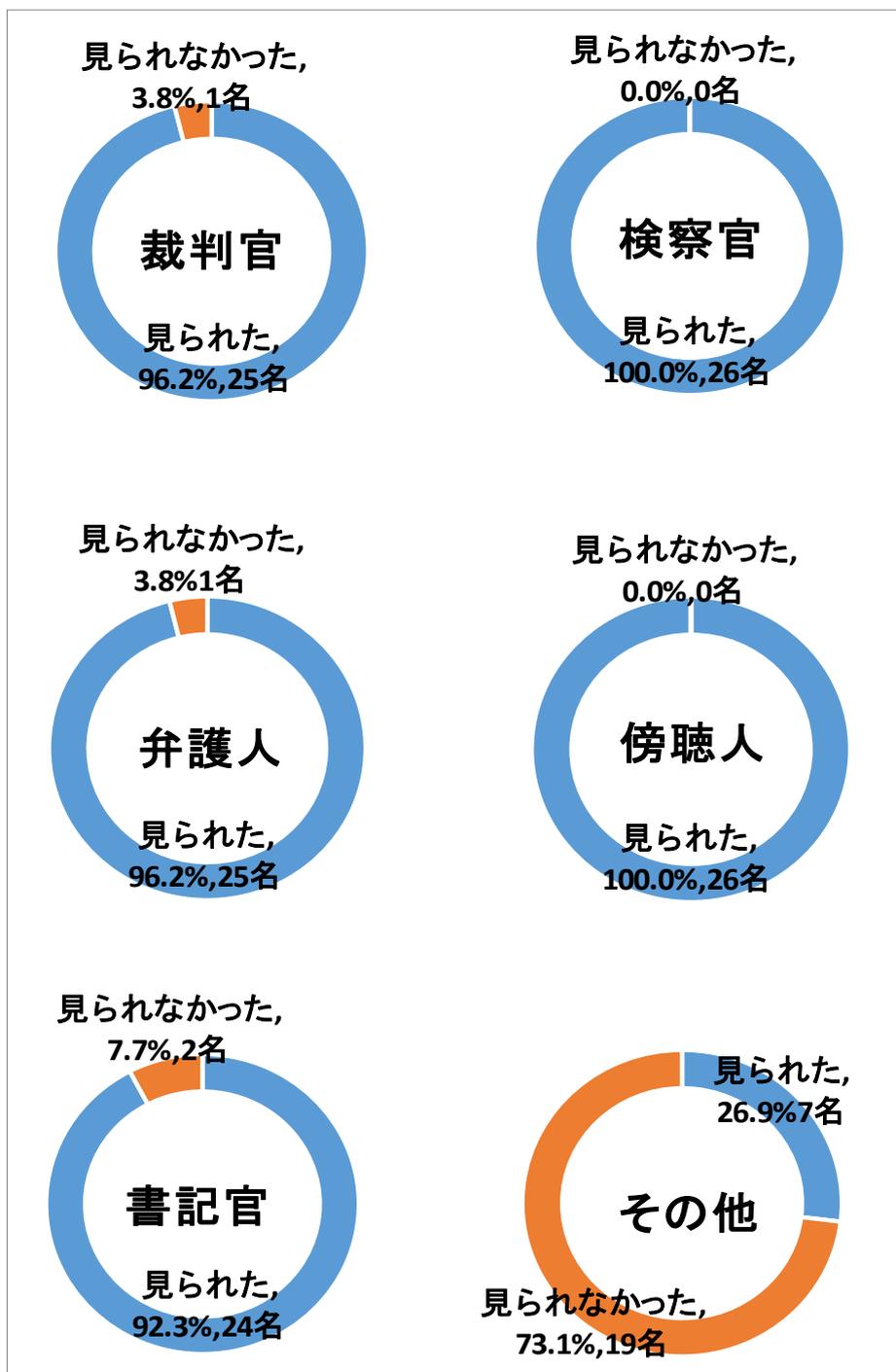


3 あなたの現在あるいは直近の刑事裁判(第 1 審)は

回答者の 92%が、裁判員裁判以外の裁判であった。



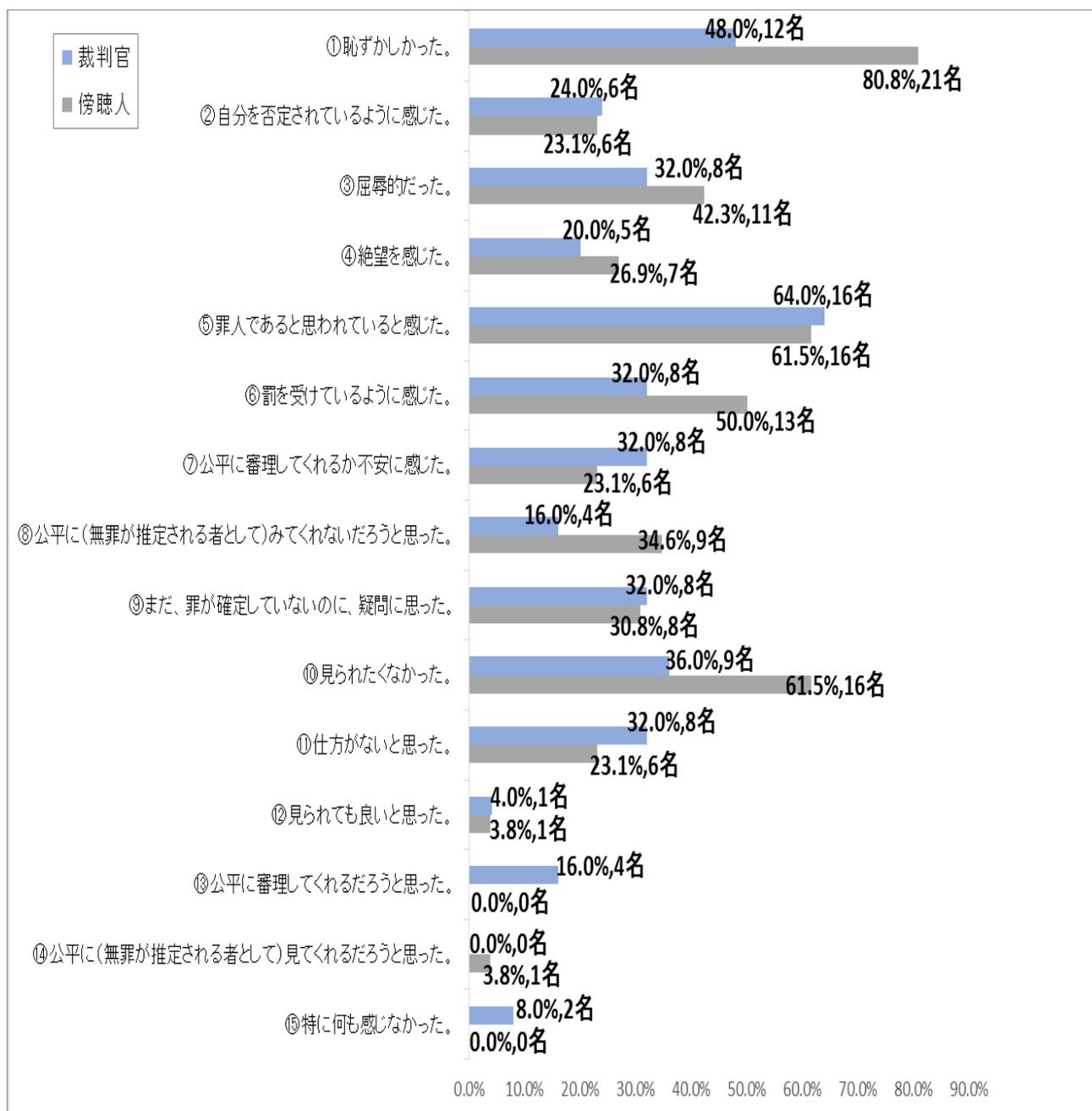
4 あなたは、法廷内で、手錠・腰縄姿を誰に見られましたか。



その他には、家族(親)などの身内、恋人、知人など近い人、刑事、被害者、通訳という回答があった。

3 で裁判員裁判と回答した者の中には裁判員に見られたと回答した者は0名だったため、集計からは削除した。裁判官に見られなかったとの回答が1名存在したが、当該回答者の受けた裁判は、裁判員裁判以外の裁判のため、回答漏れと思われる。

5 法廷内で手錠・腰縄を裁判官・傍聴人に見られた時のきもちについて(複数回答可)



裁判官に見られた時の気持ちについて(25名が回答)、最も多かった回答は、⑤罪人であると思われていると感じたが64%(16名)と過半数を優に超えており、多くの被告人が公判開始前から、裁判官に対して卑屈な気持ちを抱いていることが分かる。また、⑥罰を受けているように感じたとの回答も32%(8名)と少なくない。このことと、①恥ずかしかったと回答した者が48%(12名)、③屈辱的であったと回答した者が32%(8名)、②自分を否定されているように感じたと回答した者が24%(6名)、④絶望を感じたと回答した者が20%(5名)となっていることを考えれば、手錠・腰縄姿を裁判官に見られることによる被告人に対する心理的萎縮効果は大きいことが明

らかとなった。特に、2割もの被告人が、絶望を感じたと回答していることは、対等当事者の一方であるはずの被告人にとって、ゆゆしき事態である。

また、⑦公平に審理してくれるか不安に感じたとの回答が32% (8名)、⑧公平に(無罪が推定される者として)見てくれないだろうと思ったが、16% (4名)存在し、裁判官に対する被告人の信頼にも影を落としており、これは、被告人の裁判に対する納得という点からも問題があろう。

さらに、裁判官であっても⑩見られなくなかったと回答した者が、36.0% (9名)、⑪仕方がないと思ったとの回答が32.0% (8名)であり、仕方がないと思ったとの回答は、本心では見られたくないと思っているといえることからすれば、被告人の6割が裁判官に見られたくないと感じていることになる。他方、⑫見られてもよいと回答した者は、わずか4% (1名)に過ぎず、きわめて例外的といえよう。なお、⑫見られても良いと回答した者は、公判を3回以上経験していることから、裁判官に見られることに慣れてしまっているとも考えられる。

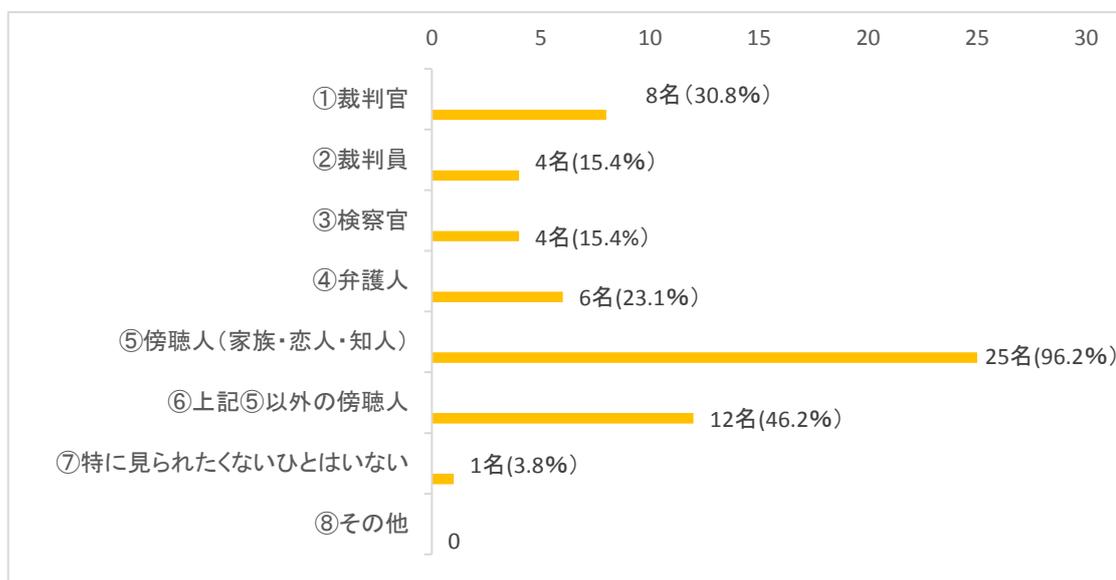
傍聴人に見られた時の気持ちについて(26名が回答)、最も多かった回答は、①恥ずかしかつたが、80.8% (21名)と大多数であった。また、⑥罰を受けているように感じたが、50.0% (13名)と半数も存在し、さらに、⑩見られなくなかった61.5% (16名)、⑤罪人であると思われていると感じたが、61.5% (16名)と、いずれも過半数を上回っており、被告人の名誉感情・羞恥心の侵害は顕著であった。

他にも、③屈辱的だったが、42.3% (11名)、④絶望を感じたが、26.9% (7名)、いずれの項目も裁判官に見られた時よりも高い割合の回答結果が出ており被告人の人格権侵害の度合はより高いといえる。

また、⑪仕方がないと思ったとの回答結果23.1% (6名)は、裁判官に見られた場合よりも低く、傍聴人に手錠・腰縄姿を見られることの受け容れがたさがみてとれる。

裁判員に見られた時の気持ちについて、3. の質問で①裁判員裁判と回答した者の中に②裁判員に見られたと回答した者はいないことから、この項目については、集計からは削除した。

6 法廷内の手錠・腰縄を誰に見られたくないですか。(複数回答可)



最も多い回答は⑤傍聴人(家族・恋人・知人)96.2%(25名)、次に多い回答が、⑥上記⑤以外の傍聴人で46.2%(12名)であった。回答した被告人のほぼ全員が、傍聴人、特に家族や恋人など近い人に見られたくないと感じていた。

また、①裁判官に見られたくないが、30.8%(8名)の理由として、「言いたいことが言えなくなる。自分の言うことを聞いてくれないように感じ、言うことをあきらめる。被告人質問の途中でやめてしまったこともある。弁護人にも「もういい」といった」という回答があった。これは、現行運用が、被告人を心理的に委縮させ、被告人の防御権行使を困難にしていることを裏付けるものといえよう。

その他、「犯罪者であると見られるから」「受刑者ではないのに受刑者の気分でいや」「罪人と思われる気がした」「裁判官にも先入観が生まれると思う」「公平に見てくれるか不安」という回答があった。現行運用が、被告人に与える心理的影響が、人格権、無罪推定を受ける権利、公平な裁判所の裁判を受ける権利等の側面に関係していることが分かる。

③検察官と回答した理由には、「検察官にも先入観が生まれると思うから、また、検察官と弁護人の立場において、最初の段階から検察官に有利な状況が作られているように思う」「犯罪者であるとみられるから」「無罪を争っている相手に見られるのはいや」の他、「誰であってもそのような姿を見られたくない」との回答があり、被告人の対等当事者の地位の観点からも、問題があることが読み取れる。

④弁護士と回答した理由には、「接見時は手錠・腰縄もつけない状態でおこなっているため、弁護人にとって見慣れない姿の被疑者が法廷に現れることになるから」「犯罪者であると見られるから」との回答があった他、「誰であってもそのような姿を見られたくない」といった回答もあった。弁護士との関係でも、被告人の人格権の観点から問題があるといえよう。

最も回答が多かった⑤傍聴人(家族・恋人・知人)に回答した理由には「初めて見たとき、母は腰縄に大きなショックを受けた」「お互いに精神的苦痛が大きく、被疑者を信じている家族の気持ちも踏みにじるシステムだと思う」「家族、知人も罪人と思ってしまう」という回答のほか、「はずかしい」や「辛い思いをさせる」といった理由が多かった。被告人が、法廷内においてこのように感じる事自体、被告人に対する心理的影響は大きいといえ、そのような審理に貶められた被告人が一方当事者として堂々と防御権を行使できるといえるだろうか。

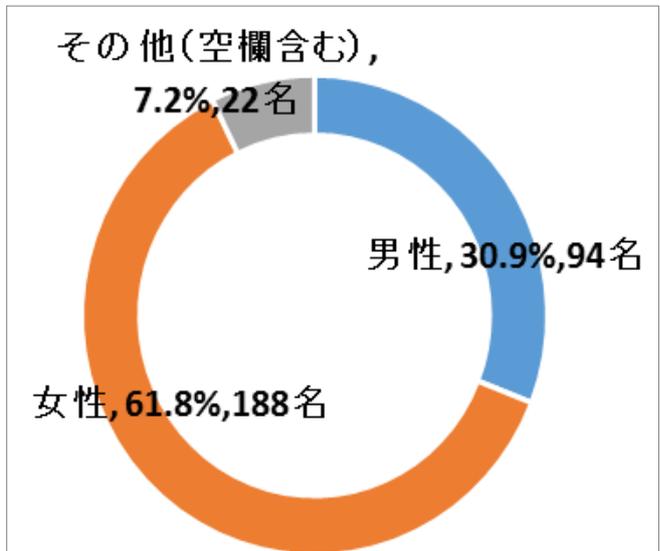
次に回答が多かった⑥上記⑤以外の傍聴人に回答した理由には「職場関係の人:判決にかかわらず、悪い印象を残すことになり、今後の職場内での立場や業務に支障をきたす」といった具体的な影響への不安や「出たときのことを考えたら見られたくない」「さらし者になっていると感じた」「犯罪者であると見られるから」「受刑者の気分になって嫌」といった回答があった。「記事に載るのかなど不安を感じる」との回答もあった。やはり、法廷内での被告人の心理状況は、悪い。

本アンケートの回答者数は26名と必ずしも多い結果とはいえない。しかし、家族・恋人・知人など近い傍聴人に見られたくないという気持ちや心理的萎縮効果は多くの被告人に共通しており、手錠・腰縄姿での入退廷が被告人に与える影響を知る貴重なデータとなった。

(2) 傍聴人アンケート(回答者数 304名)

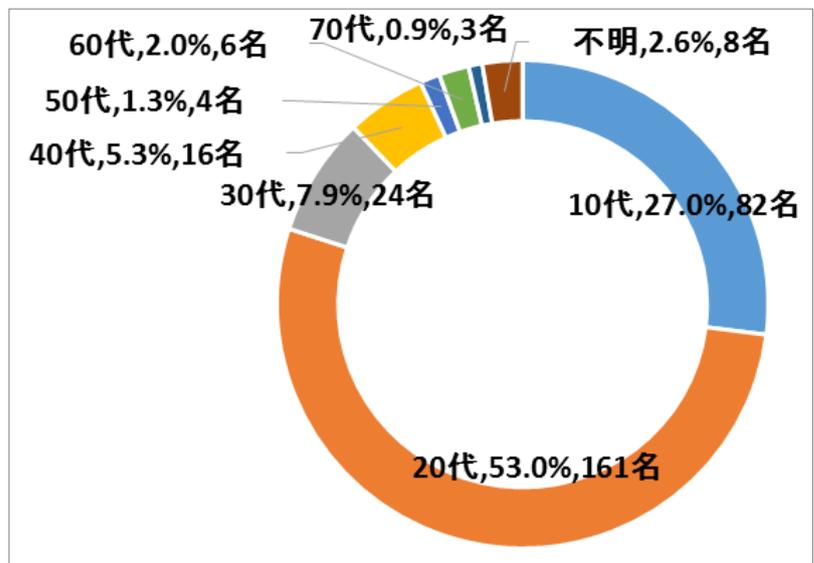
1 性別

女子大学生からの回答が多数集まったため、女性が61.8%と高い割合となった。内訳は、男性94名、女性188名、その他(空欄)22名である。



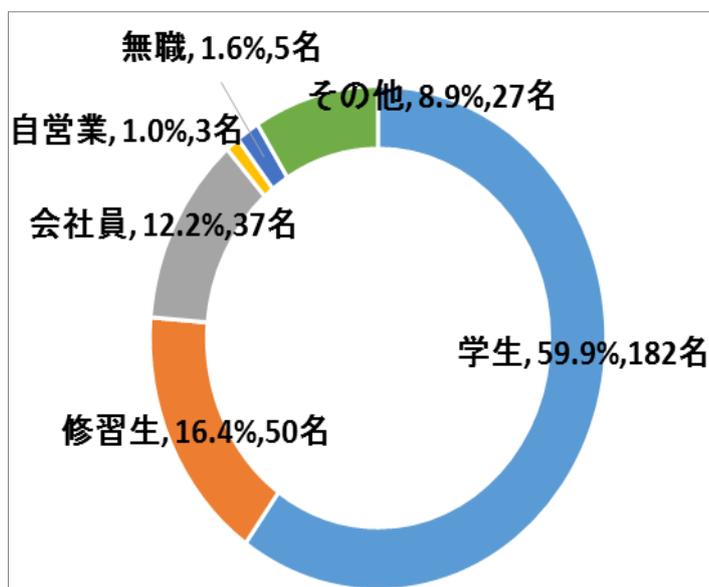
2 年齢

10代が27%、20代が53%と合計80%と高い割合となっているのは、回答者に学生、修習生が多かったためである。



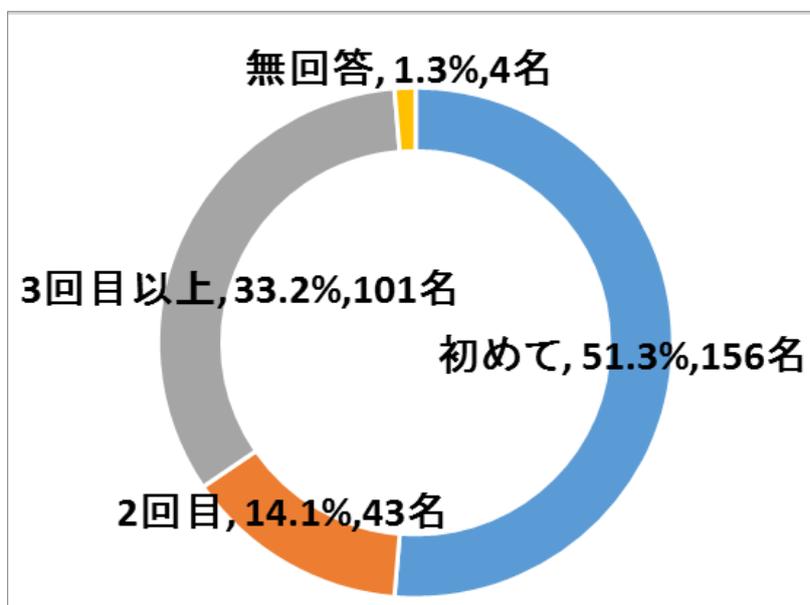
3 職業

大学生からの回答が多く集まったため、学生の割合が約60%を占めている。内訳は、学生182名、修習生50名、会社員37名、自営業3名、無職5名、その他27名である。



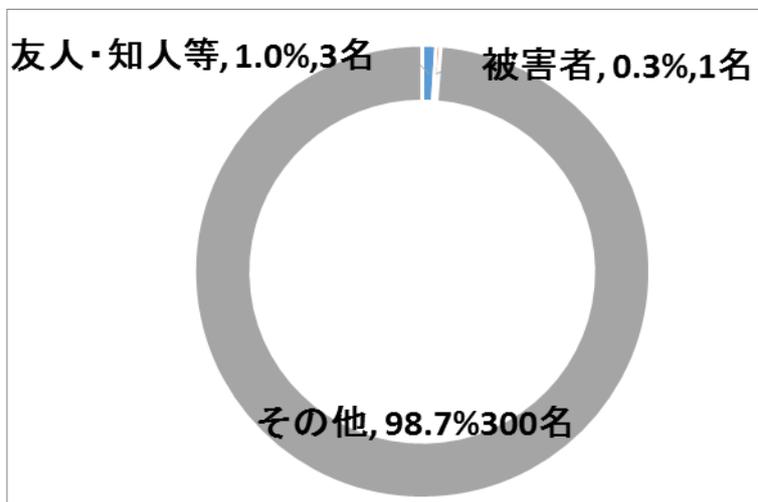
4 刑事裁判を傍聴するのは何回目か

初めて傍聴する回答者の割合が51.3%を占めている。内訳は、初めて傍聴したと回答した者が、156名、2回目が43名、3回目以上が101名、無回答が4名である。



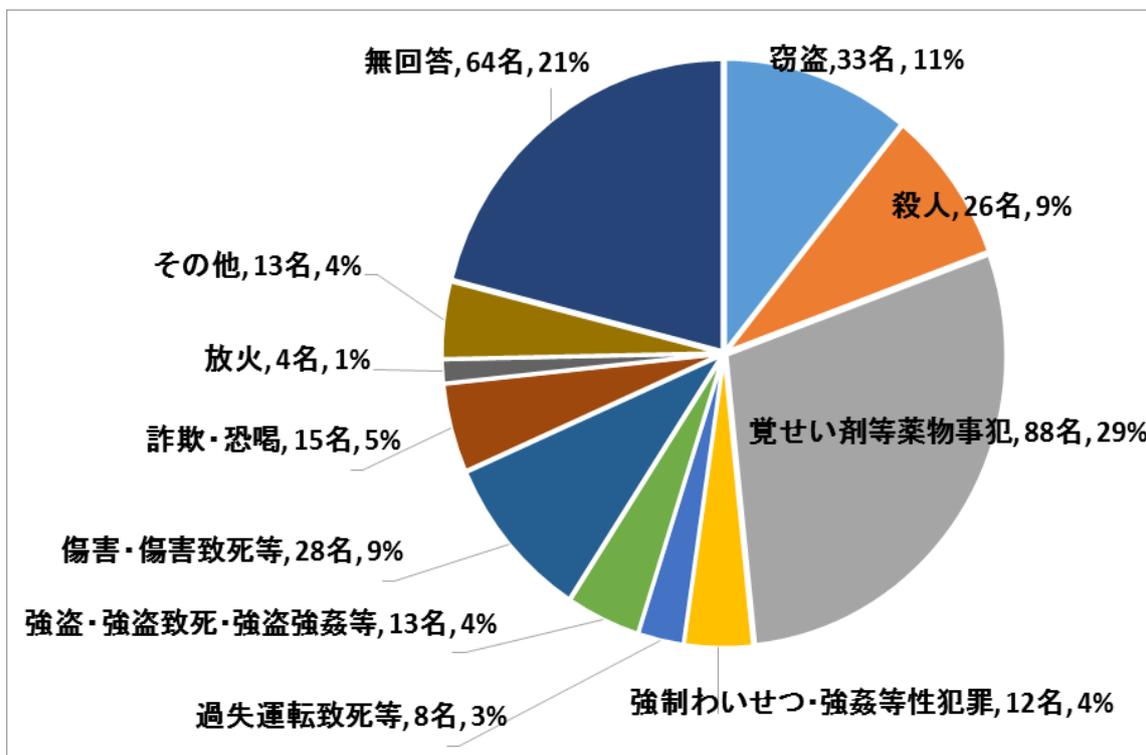
5 被告人との関係について

98.7%の回答者が、被告人と関係のない者であるが、友人・知人、中には被害者の方も少数存在した。



6 傍聴した裁判の罪名

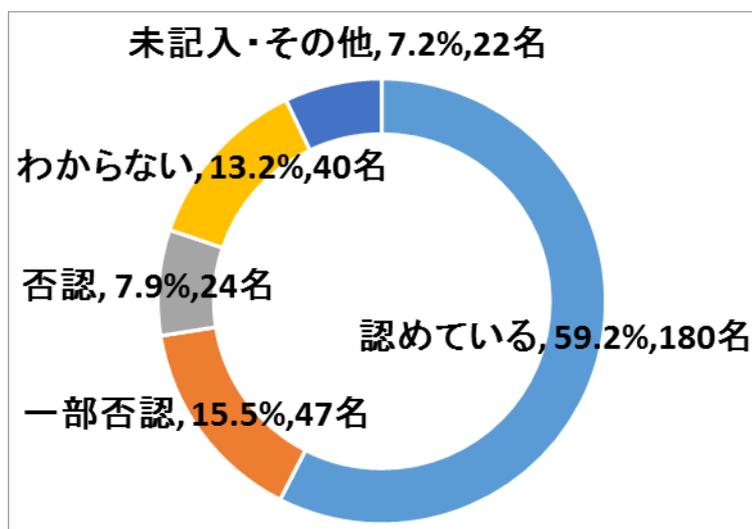
複数の罪で起訴されているものについては、最も重い刑を基準に集計した。
その他は、銃刀法違反、出入国管理法違反等である。



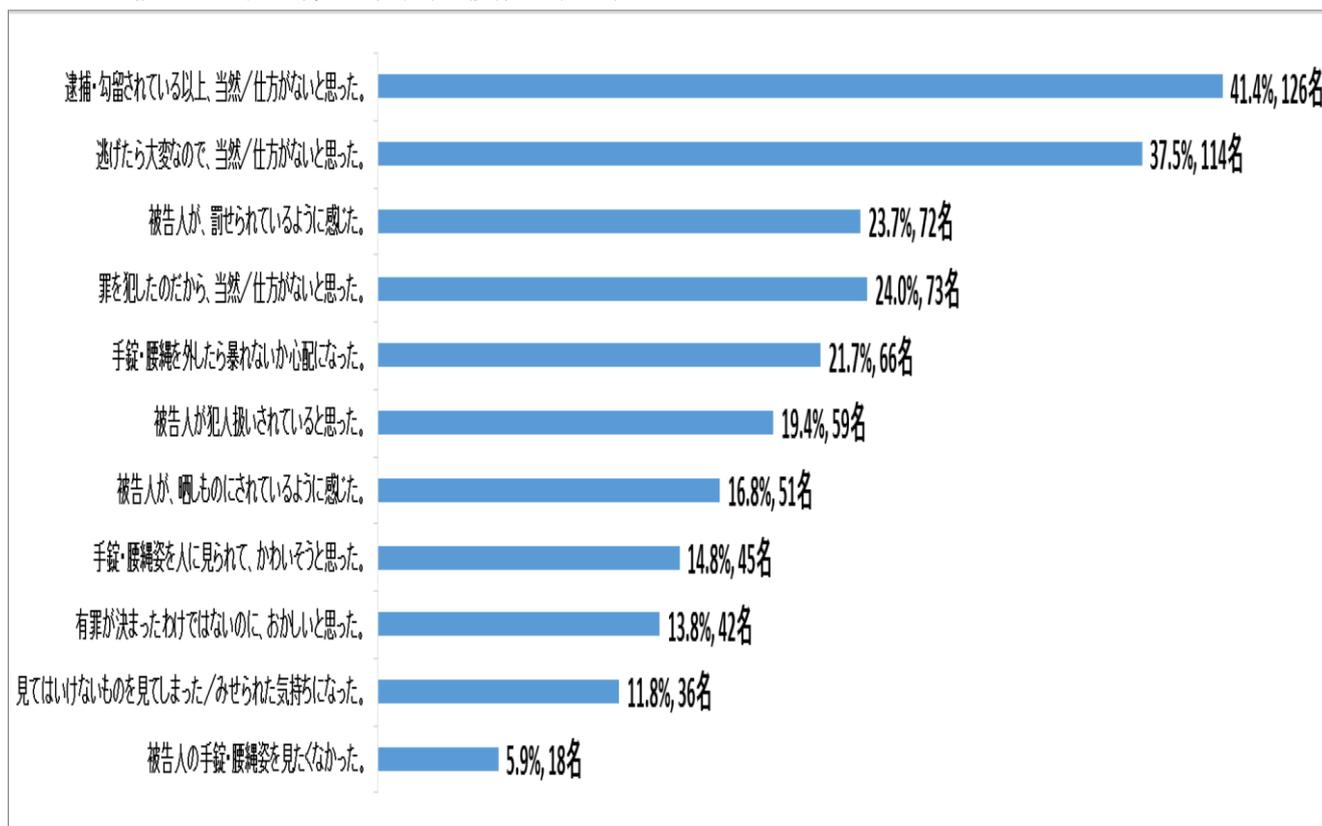
7 被告人は罪状を認めていたか(一部複数回答有)

認めているが、59.2%と大半であるが、一部否認が15.5%、否認が7.9%で、否認の割合が合計23.4%と少なくない割合であった。

集計には、認めていると否認のどちらにも回答した者が含まれている(おそらく2件以上の裁判を傍聴した回答者と考えられる)。



8 被告人を見た第一印象(※複数回答可)



逮捕・勾留されている以上、当然／仕方がないと思ったが41.4%、と最も多い。これは、法廷内において一律に手錠・腰縄をしているという現状の結果、そのような姿を「当たり前」と感じていることを示している。法廷内においてまで、全ての被告人に一律に手錠・腰縄を使用することが本当に必要なのか、仮に必要な場合があるとしても、手錠と腰縄の両方を使用するという態様・方法まで必要なのかについて、今後、多くの市民に問題提起する必要があるだろう。

次に多いのは逃げたら大変なので、当然／仕方がないが37.5%だった。同じく手錠・腰縄を外したら暴れないか心配になったが21.7%と逃亡や他害の不安から当然／仕方がないという回答もあった。入廷から審理開始前、審理終了後から退廷までは手錠・腰縄は解錠されるものの、傍聴人は、被告人の入廷時に手錠・腰縄を施された姿をいったん目にした後に、解錠されるのを見るため、かえって逃亡や他害の不安を傍聴人に与えているともいえる。

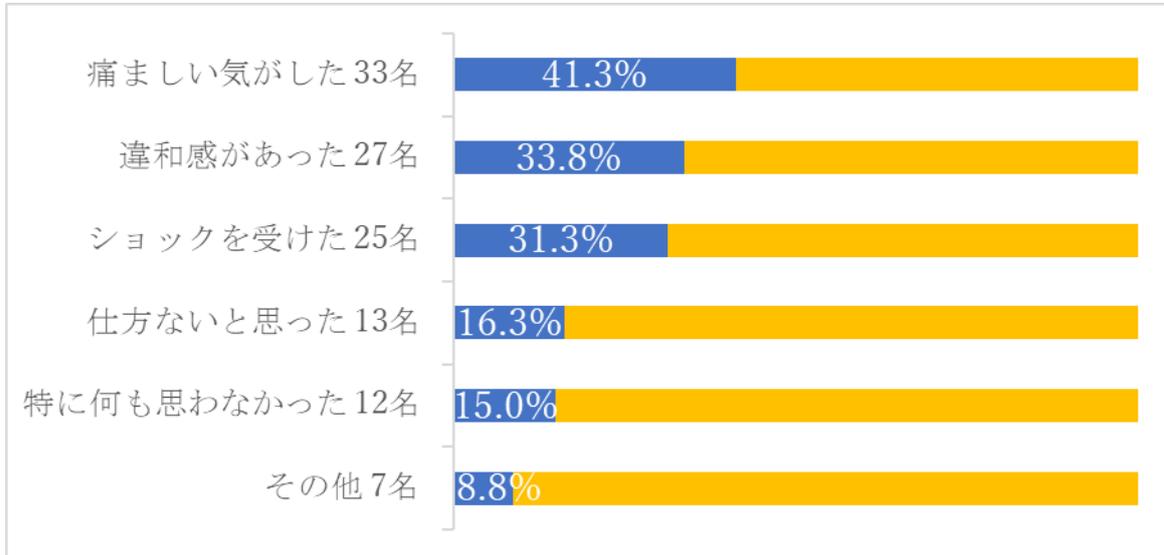
これに対し、被告人が罰せられているように感じたとの回答も23.7%のある程度の割合で存在し、被告人が犯人扱いされていると思ったが19.4%、被告人が晒しものにされているように感じたが16.8%あり、被告人の人格権の観点から問題があることが裏付けられる。また、有罪が決まったわけではないのに、おかしいと思ったが13.8%と一定数の回答も存在し、無罪推定の原則から疑問を呈する回答もあった。

9 その他自由回答欄

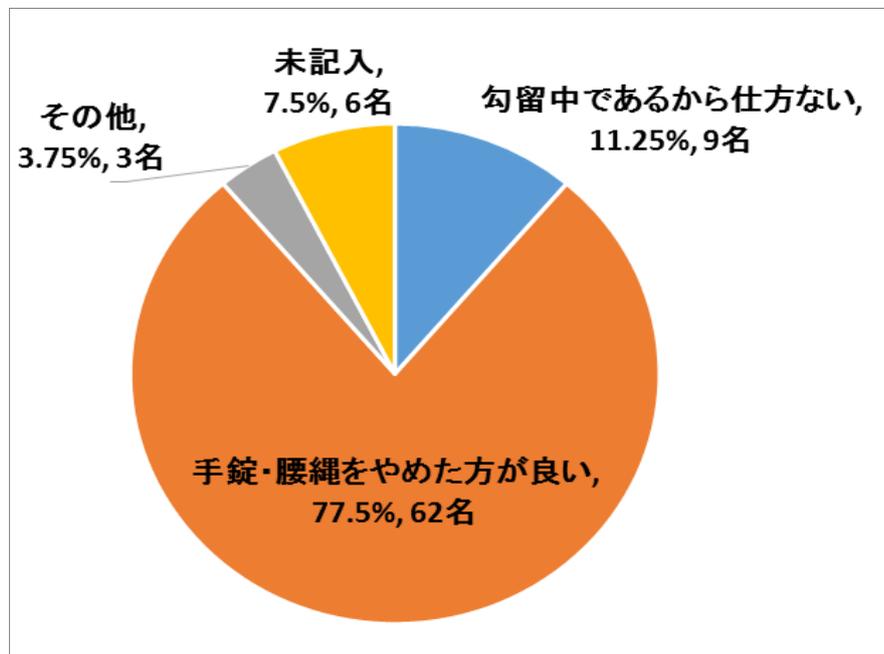
- ・「最初、目にしたときショックを受けました」「びっくりした」という回答があった。
- ・「裁判員裁判中は、裁判員に手錠姿を見せない運用をしていて裁判所の運用はさすがだなと思った」「通常事件でも、裁判員裁判と同様に、先に解錠くらいさせてはどうかと思った」といった裁判員裁判での取り扱いに好意的な回答があった。
- ・「無罪の方がいらっしゃったらと思うと、難しい問題」「被告人は無罪かもしれないのに、手錠腰縄をされているのはおかしいと思います」「被告人が罪を認めている場合には仕方がないのかな」など無罪を争う被告人に対する扱いとしては疑問視する回答が複数あった。
- ・「手錠は仕方がないとしても、腰縄までする必要はあるのか」「不必要とまでは行かないと思うが、手段として過剰と考える」など必要性を感じながらも、手段の相当性に疑問を持つ回答もあった。
- ・他方で、「手錠は安全のためには仕方がないと感じる」「暴力的な被告人だったりすると、いきなり暴れ出したら怖い」といった回答もあった。
- ・「窃盗や痴漢等の軽微な罪と殺人等の重大な罪とは公判の場における被告人の取り扱いに違いがあってもよいと思う」「大麻取締法違反など、殺人犯や暴力をふるった傷害事件の犯人でもないのに、そこまでする必要はあるのかと思った」といった回答もあった。
- ・「手錠・腰縄をされているということは、相当の理由があるからだろうと感じた」という回答もあり、手錠・腰縄姿は、その外見だけで被告人は逃亡や他害の危険のある人物であるという不安感を与えているといえる。
- ・手錠・腰縄をしなくても逃亡等を防止できるならその具体的方法を知りたいという回答も複数あった。

(3) 弁護士アンケート(回答者数 80 名)

1 法廷内で手錠・腰縄姿を初めて見た時の感想はどうでしたか？(複数回答可)



2 現在、法廷内の手錠・腰縄問題に対してどうお考えですか？



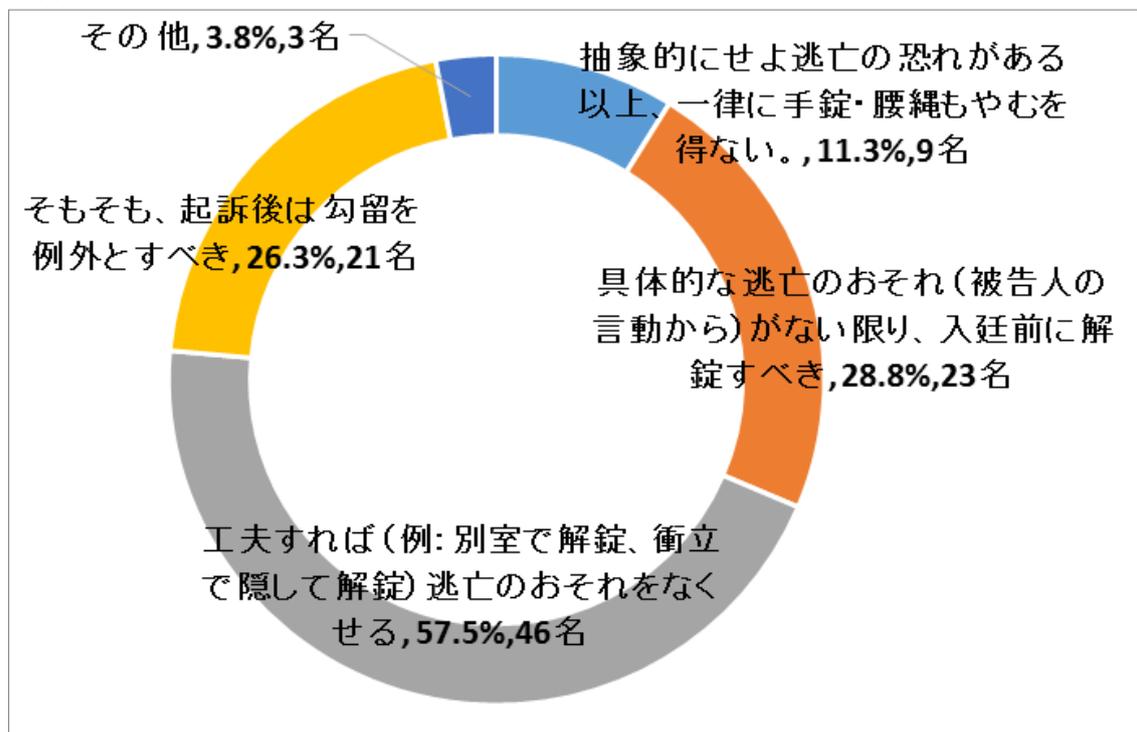
②手錠・腰縄を止めた方が良いとの回答が、全体の77.5%(62名)を占め、大半の弁護士は、現行の運用に疑問を呈し、その改善を求めている。

また、②の回答の中には、「手錠・腰縄を止めるべきである」「手錠だけでよい。腰縄なくても逃げられないと思う」「法廷内では、入室時から当事者は対等に扱われるべきであると考えます。」「即刻やめさせてほしいです。」「裁判官や傍聴人から見える範囲では、手錠・腰縄を止めた方がよい。」「私の担当した被告人で手錠腰縄を見られたくないと言って友人を呼ばなかった例がある。結局無罪になった。」とのコメントがあった。

さらに、未記入のうち、「やめられるならやめた方がよい」「法廷に入る前に手錠・腰縄を外して入廷させればすむことだと思う。法廷内で手錠を外した後で被告人が逃亡しようとしても、制止するのは刑務官だけであるので、入口手前の廊下で手錠を外しても同じだと思う。」との回答があった。また、③その他の回答の中にも、「①②両面があるので弁護人の積極的な活動(被告人の意思を考慮した)と裁判官の適切な訴訟指揮を期待する。」「人の目に触れさせる必要はないように思う。むしろ、傍聴席に対してさらし者にする事で公判自体を中世の市中引き回しのような扱いをして、事実上の刑罰執行をおこなっているかのような印象を市民に与えているようにも思えてしまう。」との回答もあった。未記入とその他の回答にも、現行運用の改善を求める回答が複数あった。

①勾留中であるから仕方ないとの回答は、11.25%(9名)と全体の1割にとどまっており、その中には、「法廷内の安全のためやむをえない」というコメントもあった。これは、安全面が確保されれば、現行運用は不要という回答とも考えられる。

3 入廷前に解錠すれば逃亡のおそれがある点との関係について、どう思いますか？(複数回答あり)



③工夫すれば(例:別室で解錠、衝立で隠して解錠)、逃亡のおそれをなくせるが、57.5% (46名)と最も多く、その中には、「入廷の前後で逃亡のおそれに差はないと思う。また、本当に逃亡しそうな被告人の場合、立会の刑務官を増やすべきだと思う。」「拘置所も裁判所も逃亡者が出たときの批難を避けたいのだから、そういう社会の理解がないといけない」といったコメントもあった。

⑤その他の中には「裁判員裁判の場合、裁判員入廷前の解錠を認めているのであれば、普通の裁判で同様のことができるはずである。」「保釈が認められた場合でも保釈金の問題で出られない人もいる。お金を払えば手錠腰縄ナシで、お金があればきちんとスーツ姿などで出廷できるというのは不合理。裁判員裁判だけ特別扱いというのはどうかと思う」といった裁判員裁判で実現しているのに裁判員裁判以外の裁判で出来ないのはおかしいと疑問を呈する回答もあった。

以上